

独立行政法人評価委員会の評価関係法令等

目 次

1. 独立行政法人通則法

第12条	・	・	・	・	・	・	2頁
第20条	・	・	・	・	・	・	2頁
第23条	・	・	・	・	・	・	2頁
第32条	・	・	・	・	・	・	3頁
第34条	・	・	・	・	・	・	3頁
第35条	・	・	・	・	・	・	4頁
第38条	・	・	・	・	・	・	4頁
第44条	・	・	・	・	・	・	4頁
第52条	・	・	・	・	・	・	5頁
第53条	・	・	・	・	・	・	5頁
第57条	・	・	・	・	・	・	5頁

2. 国立公文書館法

第11条	・	・	・	・	・	・	5頁
第12条	・	・	・	・	・	・	6頁

3. 独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府 令

第5条	・	・	・	・	・	・	6頁
第7条	・	・	・	・	・	・	7頁
第10条	・	・	・	・	・	・	7頁
第11条	・	・	・	・	・	・	7頁

4. 中央省庁等改革基本法

第39条	・	・	・	・	・	・	7頁
------	---	---	---	---	---	---	----

5. 中央省庁等改革の推進に関する方針

第14～24	・	・	・	・	・	・	7頁
--------	---	---	---	---	---	---	----

6. 総務省に設置されている「政策評価・独立行政法人評価委員会」の権限

・	・	・	・	・	・	8頁
---	---	---	---	---	---	----

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（独立行政法人評価委員会）

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

（役員の任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行なう事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
 - 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
 - 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の解任）

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 主務大臣又は法人の長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれの任命

に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その

不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

- 3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剩余金の使途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第1項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（役員の報酬等）

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 略

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条 主務大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2～3 略

国立公文書館法（抄）平成11年法律第79号

第十一条 国立公文書館は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第15条第4項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 二 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書

等（次号から第5号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門技術的な助言を行うこと。

四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第7条に規定する技術上の指導又は助言を行うことができる。

第十二条 国立公文書館は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 国立公文書館は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定により承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令 内閣府令第14号

第五条 国立公文書館は、通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとに

その実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に内閣府の評価委員会に提出しなければならない。

第七条 国立公文書館は、通則法第34条第1項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に内閣府の評価委員会に提出しなければならない。

第十条 国立公文書館に係る通則法第38条第1項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

第十一条 国立公文書館に係る通則法第38条第4項に規定する主務省令で定める期間は、5年間とする。

中央省庁等改革基本法（平成十年法律第二百三号）（抄）

第三十九条 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づく評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行なう委員会を置くものとする。

中央省庁等改革の推進に関する方針

（平成十一年四月二十七日 中央省庁等改革推進本部決定）（抄）

14. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価／中期目標に係る事業報告書／中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

- （1）独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準によるものとする。
- （2）独立行政法人は、業務運営や役職員の待遇等に関して、独立行政法人評価委員会の評価結果を反映するように努めるものとする。また、年度計画や中期計画の作成に当たっては、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。
- （3）主務大臣は、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可又は独立行政法人の長等の人事等を行うもの

とし、任期途中の独立行政法人の長の交代もあり得るものとする。

15. 独立行政法人の組織及び業務の全般の検討

主務大臣は、組織及び業務の全般にわたる検討結果を、業務の継続(民営化、業務の改廃等を含む。) 業務運営の方法(中期目標の設定、中期計画の認可等) 組織の在り方、長等の人事等に反映させるよう所要の措置を講ずるものとする。

16. 総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会

(1) ~ (5) 略

(6) 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見及び勧告については、主務大臣及び独立行政法人は尊重するものとする。

23. 特定独立行政法人の役員の報酬等

(1) 独立行政法人は、業務の実績を反映した報酬等の支給の状況についても公表するとともに、主務大臣に通知するものとする。主務大臣は、当該支給状況を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。

(2) 独立行政法人評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、業績を反映する報酬等の支給の基準に基づく報酬等の支給の状況が、第五十二条の趣旨に適合しているかどうかについても評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、勧告をすることができる。

24. 特定独立行政法人の職員の給与

(1) 独立行政法人は、職員の給与について、当該独立行政法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとする。

(2) 独立行政法人の業績については、独立行政法人評価委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとする。

総務省に設置されている「政策評価・独立行政法人評価委員会」の権限

独立行政法人通則法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第32条

1 ~ 2 項 (略)

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 （略）

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条

1～2項（略）

3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第35条

1～2項（略）

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

政策評価・独立行政法人評価委員会令

（分科会）

第5条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
政策評価分科会	（略）
独立行政法人評価分科会	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。

（資料の提出等の要求）

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、
関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を
求めることができる。